

第7期計画における重点的な課題と取組みに関する進捗状況等(案)

現行計画（第7期）における認知症施策における今後の取組に対する進捗と評価・課題・・・次期計画の第2章への記載

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1) 認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等(案)
2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進 (1) 認知症の方への支援 ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症はすべての人にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していくことが重要です。 社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。 また、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどの日ごろの活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。 さらに、スマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用し、認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行います。	(2) 認知症施策の推進 新オレンジプランに基づく本市の認知症施策の進捗等 ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 - 認知症の人が地域で安心して生活できるようにしていくためには、認知症が身近な病気であること、認知症がどのような病気かなどを市民の方に理解していただくために、認知症に関するリーフレットを作成し、各区役所や各地域包括支援センターなどに配架して周知に努めてきました。 - 認知症施策に関わる認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどにおいては、日ごろの活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ってきました。 - また、平成30年3月よりスマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用し、認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行いました。 - 社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を本市として、令和2年度末に24万人の養成を目標と定め、養成を図ってきたところであり、令和元年度末現在で22万人の養成を行っており、着実に認知症サポーターの養成を行っています。今後もさらに多くの認知症サポーターを養成し、認知症の人が地域で安心して暮らすことのできるまちとしていく必要がありますが、今後の養成研修の実施にあたっては感染症の感染拡大等防止の観点も踏まえた実施方法等を検討して実施していく必要があります。 - 令和元年度には、世界アルツハイマー月間である9月にcafé英國屋を運営する三和実業（株）の協力を得て、認知症の理解に加え、認知症の人の社会参加についての広報・啓発として、大阪市役所地下2階にあるcafé英國屋にて認知症の人が従事する認知症カフェを開催しました。

新

資料3-4

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等(案)
イ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みの実現をめざします。 ○早期診断・早期対応のための体制整備 かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導を通じて、これらの専門職が認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことができる体制の構築・充実を図ります。そのため、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を一層推進します。 また、地域、職域等の様々な場における、町内会、企業や商店、ボランティアやNPO、警察等による様々なネットワークの中で、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことができるような体制の構築を図るため、各区における認知症支援の拠点として2017（平成29）年度から設置している認知症強化型地域包括支援センターの活動を推進します。 認知症疾患医療センターについては、2009（平成21）年から地域型3か所を、2017（平成29）年から連携型3か所を運営していますが、今後は、地域の中で担うべき機能を明らかにしたうえで、必要に応じて整備を図っていきます。 また、2016（平成28）年度から全区に設置している認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人に対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	イ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ・早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切な医療・介護等を提供される仕組みづくりに取り組んでいます。 (1) 早期診断・早期対応のための体制整備 ・専門職が認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して、適切に対応を行うことができる体制の構築・充実を図るため、令和元年度までに、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者1,545人、歯科医師認知症対応力向上研修修了者227人、薬剤師認知症対応力向上研修修了者653人を養成するとともに、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医を191人養成してきました。 ・また、認知症強化型地域包括支援センターにおいて、関係機関の参加による認知症施策推進会議を実施し、地域、職域等の様々な場における町内会、企業や商店、ボランティアやNPO、警察等による様々なネットワークの中で、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応できる体制の構築を図ってきました。 ・認知症疾患医療センターについては、令和元年度から地域型3か所に、令和2年度から連携型3か所に、介護支援専門員等の専門職員を配置することで、日常生活支援機能を付加し、診断直後の患者や家族の生活面や精神面のフォローを行い、相談支援体制を強化しました。 ・認知症初期集中支援チームについては、支援総数の年間目標2,400件には達成していないが、令和元年度までの総数で5,307人に支援を行ってきました。また、令和元年度の支援終了者では、約80%が介護保険サービスにつながり、約65%が鑑別診断につながっており、認知症が疑われる人や認知症の人に対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行ってきました。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
○行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応 認知症の人の行動・心理症状（BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）（※）や身体合併症への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と認知症への適切な対応のバランスのとれた対応が求められているところであり、身体合併症対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。 また、急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員は、医療における認知症への対応力を高める鍵となることから、広く看護職員が認知症への対応に必要な知識・技能を習得することができるよう、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。 ○認知症の人の生活を支える介護の提供 認知症の人への介護に当たっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を緩徐化させ、行動・心理症状（BPSD）を予防できるような形でサービスを提供することが求められていることから、このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくことが重要です。このため、現場経験概ね2年以上の者が認知症介護の理念、知識及び技術を習得するための「認知症介護実践者研修」⇒現場経験概ね5年以上の者が事業所内のケアチームの指導者役となるための「認知症介護実践リーダー研修」⇒現場経験概ね10年以上の者が研修の企画立案・講師役等となるための「認知症介護指導者養成研修」というステップアップの研修体系により研修を実施し、さらなる受講者数の増加に取り組みます。 また、認知症介護に携わる可能性のあるすべての介護職員等が、認知症介護に最低限必要な知識・技能を習得するための「認知症介護基礎研修」を引き続き実施するとともに、効果的な実施方法について検討を行います。	(2) 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応 - 身体合併対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図るため、令和元年度までに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修修了者3,189人を養成した。 - また急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員が認知症への対応に必要な知識・技能を習得することができるよう、看護職員認知症対応力向上研修修了者181人養成してきた。 (3) 認知症の人の生活を支える介護の提供 - 良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者等への実践的研修を行っており、令和元年度までに、認知症介護実践者研修修了者5,630人、認知症介護実践リーダー研修修了者453人、認知症介護指導者養成研修修了者50人、認知症介護基礎研修修了者989人を養成した。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1) 認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
○医療・介護等の有機的な連携の推進 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要です。 このため、2016（平成28）年度から全区に配置している認知症地域支援推進員について、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の活動を一層推進します。	（4）医療・介護等の有機的な連携の推進 認知症の容態の変化に応じて、すべての機関を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うため、全区に配置している認知症地域支援推進員が認知症ケアパスを作成し、医療機関など関係機関に周知・啓発するなどの活動を実施してきました。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
ウ 若年性認知症施策の強化 若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行うことが求められています。 このため、2016（平成28）年度から全区に配置している認知症地域支援推進員が、若年性認知症の相談窓口として、若年性認知症の人とその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を行っています。 今後も、認知症地域支援推進員の活動を充実させるとともに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。	ウ 若年性認知症施策の強化 2016（平成28）年度から全区に配置している認知症地域支援推進員が、若年性認知症の相談窓口として、若年性認知症の人とその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を行ってきました。 - 若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、若年性認知症についての普及啓発を図るため、大阪府と共同して産業医や産業看護師、企業等の人事・労務担当者等の産業保健スタッフ等を対象として、若年性認知症啓発セミナーを開催してきました。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1) 認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
エ 認知症の人の介護者への支援 認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点に立ち、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための取組みとして、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行うほか、介護者の急病等の突発的な事情により認知症高齢者の介護が困難となった場合に介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置・運営を支援します。	エ 認知症の人の介護者への支援 ・ 認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点に立ち、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための取組みとして、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行ってきました。 ・ 介護者の急病等の突発的な事情により認知症高齢者の介護が困難となった場合に介護施設等で一時的に認知症高齢者を受け入れる緊急ショートステイ事業も引き続き実施してきました。 ・ また、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置・運営に関する支援を行うとともに、市内に存在する認知症カフェについて本市ホームページで周知してきました。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制づくりが重要であることから、ひとり暮らし高齢者等の支援が必要な高齢者の日ごろの見守りや行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の強化を図ります。また、警察等に保護されても身元が判明しないケースが増加していることから、身元不明高齢者対策に取り組めます。 さらに、社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組んでいきます。	オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 - 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制づくりが重要であることから、ひとり暮らし高齢者等の支援が必要な高齢者の日ごろの見守りや行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク支援及び警察等に保護されても身元が判明しないケースを一時的に介護保険施設にて保護する身元不明高齢者対策に取り組んできました。 - さらに、社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを構築していくため、国の示す「チーム・オレンジ」の取組みを令和2年度より実施しています。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1) 認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 国においては、認知症をきたす疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進を図るとともに、研究開発により効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取組みを行うこととしています。 大阪市においても、国の動向を踏まえて施策を進めるほか、ＩＣＴ技術を活用した介護保険データ等の収集・分析など、認知症の予防や早期発見に資するための施策に取り組んでいきます。	カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 ・ 国が各自治体での取組みやモデル的に調査研究を実施した結果などをもとに示された新たな仕組みなどについて、本市として取組むことが必要である施策等について実施するとともに、情報提供等必要な内容である場合には、認知症施策に関連する関係機関あてに周知等を行ってきました。 ※ 第8期計画においては、大綱に位置づけられる項目としては、国による研究等を規定している項目となっています。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
キ 認知症の人やその家族の視点の重視 認知症施策は、ともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったとの観点から、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めています。	キ 認知症の人やその家族の視点の重視 - 本市の認知症施策においては、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めています。 - 今後の認知症施策の取組に反映するため、平成30年2月13日に「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催し、市長自らが認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会の実現を目指し、「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行いました。 - 国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の柱の1つである「認知症の人やその家族の視点の重視」に加え、市長が発信した「認知症の人をささえるまち大阪宣言」において掲げている「認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまちづくり」を実現していくため、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げる取組みとして、令和元年7月より大阪市認知症の人の社会活動促進センターを設置しました。

新

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1)認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等(案)
ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供 弘済院附属病院は、大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」で専門診療にあたるとともに合併症医療に取り組んでいます。また、看護外来、もの忘れ教室、家族会の開催、非薬物治療としてのグループ回想法や、若年性認知症の本人やその家族へのサポートを行うほか、2017（平成29）年度より若年性認知症外来を開始しました。 さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。また、地域の保健・医療・福祉・介護関係者等から組織される協議会を開催して取組み内容を共有するとともに、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信します。 介護施設では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組めます。また、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組めます。 今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、機能の継承発展を図り、認知症の人やその家族を支援していきます。	ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供 弘済院附属病院患者支援部では、相談機能の強化を図り、地域とのシームレスな連携の推進に努めてきました。認知症疾患医療センターとしては、従来より診断後支援に力を入れ、特に若年性認知症外来では、地域のかかりつけ医や認知症地域支援推進員等からの紹介患者を積極的に受け入れ、相談員が支援に積極的に関わりながら、「本人サポートの会（患者本人や家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」と連携し、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう努めてきました。 弘済院附属病院では、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等を開催することにより、認知症に関する情報の発信に努めています。また、公開講座についてはこれまで弘済院内の施設で開催してきましたが、令和元年9月には大阪市内のホールを使用して開催することにより、これまでの約4.5倍の参加があり、より多くの方に認知症について関心を持っていただくことができました。 弘済院附属病院と弘済院第2特別養護老人ホームが一体となった医療・介護モデルの構築の取り組みを進め、特に前頭側頭葉変性症のケアについては、定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ね、その成果を学会などに報告するとともに、大阪市認知症医療・介護専門職研修などを通して情報発信を重ねてきました。こうしたノウハウの蓄積をもとに作成した前頭側頭型認知症と意味性認知症のケアマニュアルについては、更新を重ねて継続的に発行しており、最新の知見や事例等を追加した保存版を作成しました。 弘済院附属病院では、大阪市立大学大学院医学研究科と新薬の治験や様々な臨床研究など、また生活科学研究科においては、アルツハイマー型認知症の非薬物療法などの治療・研究に取り組めました。

第7期計画	第8期計画（案）
第7章 重点的な課題と取組み 2-(1) 認知症の方への支援	第2章 第7期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等（案）
	研修の受け入れについては、大阪市立大学医学部、生活科学部の大学生・大学院生や臨床研修医、臨床心理士、認知症初期集中支援推進事業にかかるチーム員などの実習を受け入れるとともに、各種研修へ講師を派遣するなど、認知症施策の推進に重要な認知症医療・介護に係る人材育成に積極的に取り組んできました。 弘済院附属病院では、患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、診断を受けた後に適切な支援につながらないまま状況が悪化することを防ぐように診断後支援のさらなる充実に取り組めます。また、若年性認知症外来では、認知症の早期診断、早期治療にさらに寄与するよう努めます。 専門職向け研修や公開講座などについては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止とせざるを得ない取組みもありましたが、感染予防対策を考慮した開催手法を検討し、より多くの方に認知症に関する情報を発信できるよう取り組んでいきます。 さらに市民ニーズに応え、地域包括ケアシステムの構築に寄与した医療・介護の提供ができるよう地域のネットワークとの連携を強化し、新型コロナウイルス感染症への対応も想定した後方支援のあり方を模索しながら在宅支援を強化していきます。 研究活動や質の高い医療提供、並びに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、長期的視野に立った人材の育成に努めます。